

5. 選挙投票所について

ある有権者の方から次のような問い合わせを受けました。「僕の家は投票所のすぐ隣にあるのに、そこでは投票できなくて、離れたところへわざわざ行かなくてはならないので棄権しちゃうんだけど、何とかならないのかなあ」というものです。

そもそも投票所入場券は、選挙人に対して選挙があることを通知することと、投票所で選挙人名簿の本人照合をスムーズにするためにありますが、実際には入場券がなくとも選挙人名簿に登録されていれば投票はできることになっています。投票日に投票にいけない人は期日前投票もできますが、その場合、市役所や支所、駅前行政センターなど指定投票所以外で選挙できるようになっています。今やIT化が進んでいることから、選挙人名簿は川口市のどこであっても共通に見ることができるようになります。

そこで質問いたします。選挙管理委員会では有権者の投票を促す施策を講じていますが、より投票しやすいシステムを作るためにも、投票所を指定しなくとも川口市のどこであっても投票日に投票ができるようにはならないのでしょうか。また、投票区の見直しの検討の余地はあるのでしょうか。